

須賀川市 妊婦にやさしい 遠方出産支援助成事業



須賀川市では、分娩取扱施設^(※1)まで遠方から移動する妊婦さんに、出産に伴う交通費や宿泊費を助成します。

(※1) 分娩を取り扱う病院や診療所、助産所

対象者

市内に住所のある妊婦のうち、自宅（又は里帰り先）から最も近い分娩取扱施設（医学的な理由等により、周産期母子医療センター^(※2)で分娩する必要がある妊婦においては、最も近い周産期母子医療センター）までおおむね60分以上^(※3)の移動時間を要する妊婦

(※2) 母体の救命救急への対応、ハイリスク妊娠に対する医療、高度な新生児医療等に対応する施設

(※3) 分娩取扱施設又は周産期母子医療センターまで、妊婦が選択した移動手段（タクシー、自家用車及び公共交通機関等）において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案した上で、標準的な移動時間がおおむね60分以上を要すると市長が認めた場合に限る。

助成内容

【交通費】分娩取扱施設又は周産期母子医療センターまでの移動に要した費用（往復分）について、以下により算出した交通費を助成

| | |
|-------------|---------------------------------------|
| (タクシーの場合) | <u>実費額 × 0.8円</u> |
| (自家用車の場合) | <u>距離数 (km) × 37円 × 0.8円</u> |
| (公共交通機関の場合) | <u>市の旅費規程に準じた額 (実費額を上限とする) × 0.8円</u> |

※その他移動手段を含む

【宿泊費】出産までの間、待機のために分娩取扱施設の近隣の宿泊施設で宿泊した場合における宿泊費を助成（出産時の入院までの前泊分として、最大14泊分。同行者1名分を含む。）

実費額（1泊当たり11,800円を上限とする）から、1泊当たり2,000円を控除した額

申請方法

須賀川市妊婦にやさしい遠方出産支援助成金申請書（第1号様式）に、以下の書類を添付し、申請してください。

- ① タクシー利用の場合は、タクシーの利用日及び利用料金が確認できる領収書等
- ② 宿泊の場合は、宿泊施設名、宿泊者、宿泊日、宿泊日数及び宿泊費が確認できる領収書等
- ③ 出産日及び分娩した施設が確認できる書類（母子健康手帳等）
- ④ 助成金の振込先が確認できるもの（通帳の写し等）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類